

教育・保育給付認定保護者の皆様

双葉こども園

#### 令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本施設が代理受領した施設型給付費等の額は「本施設に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

#### (参考) 「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、教育・保育給付認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績を御報告するものです。（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません。）

施設名：双葉こども園

2号認定・3号認定

## 〈令和4年度 各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

	4歳以上児	3歳児	1・2歳児	0歳児	副食費徴収 免除加算
4月	50,210円	65,890円	111,310円	191,090円	4,500円
5月	50,010円	65,690円	111,110円	190,890円	4,500円
6月	50,010円	65,690円	111,110円	190,890円	4,500円
7月	50,010円	65,690円	111,110円	190,890円	4,500円
8月	50,010円	65,690円	111,110円	190,890円	4,500円
9月	50,040円	65,720円	111,140円	190,920円	4,500円
10月	52,600円	68,280円	113,700円	193,480円	4,500円
11月	52,440円	68,120円	113,540円	193,320円	4,500円
12月	52,440円	68,120円	113,540円	193,320円	4,500円
1月	52,440円	68,120円	113,540円	193,320円	4,500円
2月	52,230円	67,910円	113,330円	193,110円	4,500円
3月	48,670円	64,350円	109,770円	189,550円	4,500円

(注1) 副食費の徴収を免除されている子どもは、年齢別の単価と副食費徴収免除加算の合計が公定価格となります(4歳以上児、3歳児に限る)。

(注2) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(別紙)

施設名：双葉こども園

1号認定

〈令和4年度 各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

	4歳以上児	3歳児	満3歳児	副食費徴収 免除加算
4月	185,660円	201,870円	201,870円	4,500円
5月	185,660円	201,870円	201,870円	4,050円
6月	185,660円	201,870円	201,870円	4,500円
7月	185,660円	201,870円	201,870円	4,500円
8月	187,140円	203,350円	203,350円	4,500円
9月	187,140円	203,350円	203,350円	4,500円
10月	191,520円	207,730円	207,730円	4,500円
11月	189,760円	205,970円	205,970円	4,270円
12月	189,760円	205,970円	205,970円	4,270円
1月	189,760円	205,970円	205,970円	4,050円
2月	189,760円	205,970円	205,970円	4,050円
3月	185,070円	201,280円	201,280円	4,500円

(注1) 副食費の徴収を免除されている子どもは、年齢別の単価と副食費徴収免除加算の合計が公定価格となります。

(注2) 上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。